

近江八幡市

放課後児童クラブ運営ガイドライン

近江八幡市子ども健康部子育て支援課
平成31年4月
(令和5年4月改訂)

【目次】

I. 総則	2
1. 本ガイドラインの位置づけ	2
2. 放課後児童健全育成事業の目的	2
3. 対象児童	2
4. 実施主体	2
5. 開所日、開所時間	2
6. 専用区画及び利用定員	3
II. 利用について	3
1. 利用申込み	3
2. 利用の決定	3
3. 利用料	3
III. 職員について	4
1. 放課後児童支援員の配置	4
2. 資格・研修	4
IV. 育成支援について	4
1. 育成支援の内容	4
2. 安全対策	5
3. 防災・防犯対策	6
4. 放課後児童クラブの運営	6
5. 事業内容向上の取組	7
V. 関連法令等	7

【本ガイドラインで用いる用語について】

- 条例：近江八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 37 号）
- 交付要綱：近江八幡市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成 31 年告示第 109 号）
- 省令：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
- 運営指針：放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- 実施要綱：放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省子ども家庭局長通知）

Ⅰ. 総則

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、放課後児童健全育成事業の目的を達成するため、条例や運営指針を踏まえ、放課後児童健全育成事業者（以下、「事業者」という。）が適切な放課後児童クラブの運営を実施するために必要な事項を定めるものである。

本ガイドラインに定める事項は、本市の放課後児童クラブ運営にかかる最低基準であり、各事業者は、この最低基準を向上させるように努めるものとする。

なお、本ガイドラインは、条例及び関連法令（V. 関連法令等）との整合を図るものとし、今後、国が策定する省令や通知等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行うこととする。

2. 放課後児童健全育成事業の目的¹

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

3. 対象児童²

放課後児童クラブを利用できる児童は、当該児童の保護者が次のいずれかに該当する者とする。

- ① 居宅外又は居宅内において労働することを常態としていること。
- ② 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- ③ 長期にわたり疾病の状態又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- ④ その他前各号に類する状態にあると市長が認める者

4. 実施主体

市は、子ども・子育て支援事業計画に従い、地域子ども・子育て支援事業として放課後児童健全育成事業を行う。

児童福祉法に基づく届出がなされ、市が認めた法人又は団体（事業者）は、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業の実施主体となり、放課後児童クラブの運営を行う。運営に当たり事業者は、放課後児童健全育成事業の目的を十分に理解し、条例及び関係法令を遵守しなければならない。

運営主体は、法人格を持つ団体とする。ただし、任意団体が運営をする場合は、法人格の取得又は法人格を持つ団体への運営移行を目指すこと。

5. 開所日、開所時間³

- ① 学校の授業がある日 放課後から午後 6 時 30 分まで
- ② 学校の授業がない日 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

③ 開所日 原則として月曜日から土曜日

閉所日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）

ただし、市長が特に必要と認めるときは、年間250日を下回らない範囲で開所日・閉所日を変更し、又は臨時に閉所日を設けることができる。

6. 専用区画及び利用定員⁴

(1) 専用区画

放課後児童クラブの専用区画は、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えたスペースであり、その面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とし、専用区画に玄関、事務所、便所、台所等の設備の面積は含まない。

(2) 利用定員

放課後児童クラブの利用定員は、専用区画の面積を1.65で割った値を超えないものとし、放課後児童クラブごとに事業者が運営規程に定める。

II. 利用について

1. 利用申込み

事業者は、新年度の利用の募集に当たり、利用の機会の公平性の観点から、市が定める一斉申込期間に利用申請を受け付けること。

利用期間は、利用を決定した日から、その年度末までを原則とし、随時入所及び退所を可能とする。

2. 利用の決定⁵

事業者は、市が示す利用決定基準や調整基準に基づき利用決定を行い、結果を利用者あてに通知するとともに、市に報告すること。

受付済の利用申込書等は各クラブで厳重に管理すること。なお、利用申込みにあたり収集した個人情報は、放課後児童健全育成事業の利用決定及び運営にのみ使用すること。

3. 利用料⁶

(1) 利用料

放課後児童クラブの利用料は、児童1人につき月額10,000円とし、事業者は、利用料の徴収を行うこと。利用料については、日割り計算や割増計算等を行わないこと。

また、徴収した利用料は、運営費に充てること。

(2) 実費負担金

利用料のほかに、副食費（おやつ代）は保護者から別に実費相当分として徴収し、運営費とは別会計にすること。また、会計状況を利用者へ開示すること。

傷害保険料その他について、実費相当分として別に費用負担を求める場合は、事前に利用者へ通知し同意のもと行うとともに、その会計状況についても利用者へ開示すること。

(3) 負担金助成金

事業者は、利用児童の保護者に対し、毎年7月、11月、3月に利用料に係る放課後児童クラブ負担金助成金の申請ができることを案内すること。

III. 職員について

1. 放課後児童支援員の配置⁷

放課後児童支援員の配置人数は、児童の数に応じて以下の通りとする。

児童数	放課後児童支援員数
20名未満	2名以上
20名～35名	3名以上
36名以上	4名以上

放課後児童支援員は、その1人を除き補助員をもってこれに変えることが出来る。

2. 資格・研修⁸

放課後児童支援員は、都道府県又は政令指定都市若しくは中核市が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了している者でなければならない。

放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識や技能の取得や向上に努めること。

また、事業者は、放課後児童支援員等の資質の向上のために、職場内での教育訓練や研修のみならず、市や県等が行う研修など職場外での研修の機会を確保し、その参加を保障しなければならない。

IV. 育成支援について

1. 育成支援の内容

(1) 適切な保育の実施⁹

放課後児童クラブは、多様な児童と一緒に過ごす場であることを踏まえ、それぞれの発達の特徴や子ども同士の関係を捉え、放課後児童支援員が適切に関わることで、児童が安心して過ごし、遊びや集団生活を通じ健全な育成を図ること。

事業者は、運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めること。

(2) 出欠状況の把握

事業者は、児童の日々の出欠状況と心身状態を把握するとともに、日誌等により日々の業務内容を記録すること。

(3) おやつを提供

事業者は、おやつについては、栄養面を考慮して発育にあわせたものに配慮すること。食物アレルギーのある児童については、保護者と事前に相談し十分な対応に努めること。

(4) 衛生管理¹⁰

事業者及び職員は、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。また、事業者は、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めること。

(5) 事故やケガの防止と対応¹¹

放課後児童支援員等は、児童が負傷した場合、速やかに応急処置を行うこと。事業者は、応急処置のための医薬品等を常備しておくこと。また、児童のかかりつけ医や既往歴について把握に努めること。

事故が発生した場合は、速やかに市、当該児童の保護者等に連絡を行うこと。また、概ね30日以上の療養が必要な事故が起きた場合は、市に報告するとともに、安全対策の徹底に努めること。

(6) 障がいのある児童への対応¹²

事業者は、障がいのある児童の放課後児童クラブを利用する機会を確保するため、保護者と協議の上、適切な配慮および環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めること。

(7) 保護者との連絡¹³

事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、児童の遊びや生活状況の説明に努めること。

(8) 学校及び地域等との連携¹⁴

事業者は、小学校、地域、関係機関等と密接に連携し、利用者の育成支援にあたること。また、保護者や地域に放課後児童クラブが行う事業の内容を適切に説明するように努めること。

(9) 苦情や要望の対応¹⁵

事業者は、子どもや保護者の苦情や要望に対し、窓口を設置するなどし、迅速かつ適切に対応してその解決を図ること。

(10) 月次報告¹⁶

事業者は、毎月、利用児童数、開所時間、事業の内容等について、月次報告を翌月10日までに市に報告すること。

2. 安全対策

(1) 安全点検¹⁷

事業者は、日常的に施設、備品等の点検を行い、安全対策や危険箇所の事前把握、防犯対策を講じること。また、衛生的な保育環境を保ち、感染症予防に努めること。

(2) 安全計画の策定¹⁸

事業者は、利用者の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や事業所外活動における安全指導や職員研修等を実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じること。(令和5年度は、経過措置期間とする。)

(3) 自動車を運行する場合の所在の確認¹⁹

事業者は、児童の送迎や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の乗車及

び降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認すること。

(4) 保険の加入について²⁰

事業者は、事業にあたり児童等に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合の補償のため、必要な賠償責任保険へ加入すること。また、児童の負傷等に対応するため、傷害保険等への加入も検討すること。

(5) 来所及び帰宅時の安全確保²¹

事業者は、児童の来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合う等して安全を確保すること。

3. 防災・防犯対策

(1) 非常災害対策²²

事業者は、災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、火災、地震並びに外部からの不審者等の侵入防止について、定期的に避難訓練を実施すること。また、避難訓練の実施計画及び実施報告を市に対して行うこと。

施設には防火管理者研修を受けた防火管理者をおき、消火器等の消防設備はいつでも使える状態にしておけるよう、定期的に点検し、必要な消防点検を実施すること。

(2) 業務継続計画の策定²³

事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。

4. 放課後児童クラブの運営

(1) 最低基準の向上²⁴

事業者は、常に最低基準を超えて、その設備や運営を低下させずに向上させること。

(2) 児童の権利の保障²⁵

事業者は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進すること。また、活動等において、児童が自分の意見等を表明し、主体的に参加することができるよう努めること。

(3) 暴力団の排除²⁶

事業者及び職員は、暴力団、暴力団員又はそれらと関係を有するものであってはならない。

(4) 平等に取り扱う原則²⁷

事業者及び職員は、児童の人権に十分に配慮し、国籍や信条又は社会的身分その他いかなる事由によっても差別的な扱いをしてはならない。

(5) 虐待の禁止²⁸

事業者の職員は、虐待等の行為をしてはならない。また、事業者は、利用者の虐待の防止等のため、責任者の設置や職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

事業者は、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、速やかに、市、児童相談所等に通告しなければならない。

(6) 秘密の保持²⁹

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らさないこと。退職後も同様とする。また、その秘密が漏えいしないように必要な措置を講じること。

(7) 政治活動の禁止³⁰

事業者及び職員は、放課後児童健全育成事業を実施している時間又は実施場所において、政治活動を行ってはいけない。

(8) 適正な執行管理³¹

事業者は、利用料等の徴収、管理及び執行について、適正な管理のもと、最善の注意を払った上で行い、定期的な検査や利用者への決算報告等必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行に努めること。

5. 事業内容向上の取組

(1) 運営内容の評価と改善³²

事業者は、その運営内容について、自己評価（自己チェック）シートを用いる等して、定期的に自ら評価を行い、その結果を保護者等に公表するよう努めること。評価を行う際には、児童や保護者の意見を取り入れるよう努めること。また、評価の結果については職員間で共有し、事業内容の改善に努めること。

(2) 事業者連絡会

事業者は、各放課後児童クラブにおける良質かつ適切な育成支援を行うため、市及び市内で活動する事業者による事業者連絡会に参加し、相互の情報交換・共有による業務改善や、連携・協働による共通課題の解決に努めること。

(3) 監査・運営状況調査³³

市は、放課後児童健全育成事業及びその実施に係る補助金執行の適正な水準を維持するため、放課後児童クラブについて、条例及び本ガイドラインに規定されている基準が遵守されていることを監督し、定期的な監査及び運営状況調査を行う。

市は、監査及び運営状況調査の結果を公表するとともに、必要と認めたときは、事業者に対し設備及び運営の向上のための改善指導や勧告等を行うことができる。

V. 関連法令等

本ガイドラインは、下記の関連法令等との整合を図るものとします。

			名称	概要
国	法律		児童福祉法	
		省令	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	事業の設備及び運営に関する国の基準を示したもの
		通知	放課後児童クラブ運営指針	国の基準について、事業者及び実践者向けに具体的に示したもの
		通知	放課後児童健全育成事業実施要綱	事業の内容について示したもの

市	条例	近江八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	国の基準を踏まえて、市の基準を示したもの
	告示	近江八幡市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱	事業を実施する際の補助金の交付手続きを示したもの
		近江八幡市放課後児童クラブ運営ガイドライン	市の基準について、事業者及び実践者向けに概要を示したもの
	告示	近江八幡市放課後児童クラブ施設整備事業費補助金交付要綱	新たに施設を整備する際の補助金の交付手続きを示したもの
	告示	近江八幡市放課後児童健全育成事業等感染症対策事業費補助金交付要綱	感染症対策を実施する際の補助金の交付手続きを示したもの
	告示	近江八幡市放課後児童クラブ新規運営者の基準等に関する要綱	新たに事業を開始したり、分割したりする基準や手続きを示したもの

【注釈】

- 1 条例第 5 条第 1 項
- 2 交付要綱第 3 条第 4 号
- 3 条例第 18 条、交付要綱第 3 条第 2 号、交付要綱第 3 条第 3 号
- 4 条例第 9 条
- 5 交付要綱第 3 条第 5 号
- 6 交付要綱第 3 条第 7 号、交付要綱第 3 条第 10 号
- 7 条例第 10 条第 2 項、交付要綱第 3 条第 8 号、実施要綱別添 3、実施要綱別添 7
- 8 条例第 10 条第 3 項、条例第 8 条第 1 項及び第 2 項
- 9 運営指針全文
- 10 条例第 13 条
- 11 条例第 12 条、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の事故の報告等について（平成 27 年 3 月 27 日雇児育発 0327 第 1 号通知）
- 12 運営指針第 3 章 2.障がいのある子どもへの対応
- 13 条例第 19 条
- 14 条例第 20 条
- 15 条例第 17 条
- 16 交付要綱第 12 条
- 17 条例第 9 条第 4 項
- 18 条例第 6 条の 2
- 19 条例第 6 条の 3
- 20 運営指針第 6 章 2.衛生管理及び安全対策、実施要綱別添 1
- 21 運営指針第 6 章 2.衛生管理及び安全対策
- 22 交付要綱第 3 条第 11 号、消防法第 8 条、消防法施行令第 31 条の 6
- 23 条例第 12 条の 2
- 24 運営指針第 1 章 1.趣旨
- 25 児童の権利に関する条約第 3 条
- 26 近江八幡市暴力団排除条例第 5 条及び第 6 条

-
- 27 条例第 11 条
- 28 条例第 12 条、児童虐待の防止等に関する法律第 3 条及び第 5 条
- 29 条例第 16 条
- 30 交付要綱第 3 条第 9 号
- 31 運営指針第 4 章 7.適正な会計管理及び情報公開
- 32 条例第 5 条第 3 項及び第 4 項、児童の権利に関する条約第 12 条
- 33 児童福祉法第 34 条の 8 の 3、条例第 4 条第 3 項